

# 重層的支援体制整備事業における 多機関協働事業と重層的支援会議について

厚生労働省 社会・援護局  
地域共生社会推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

- 重層的支援体制整備事業の全体像
- 多機関協働事業の概要
- 重層的支援会議と支援会議
- 最後に

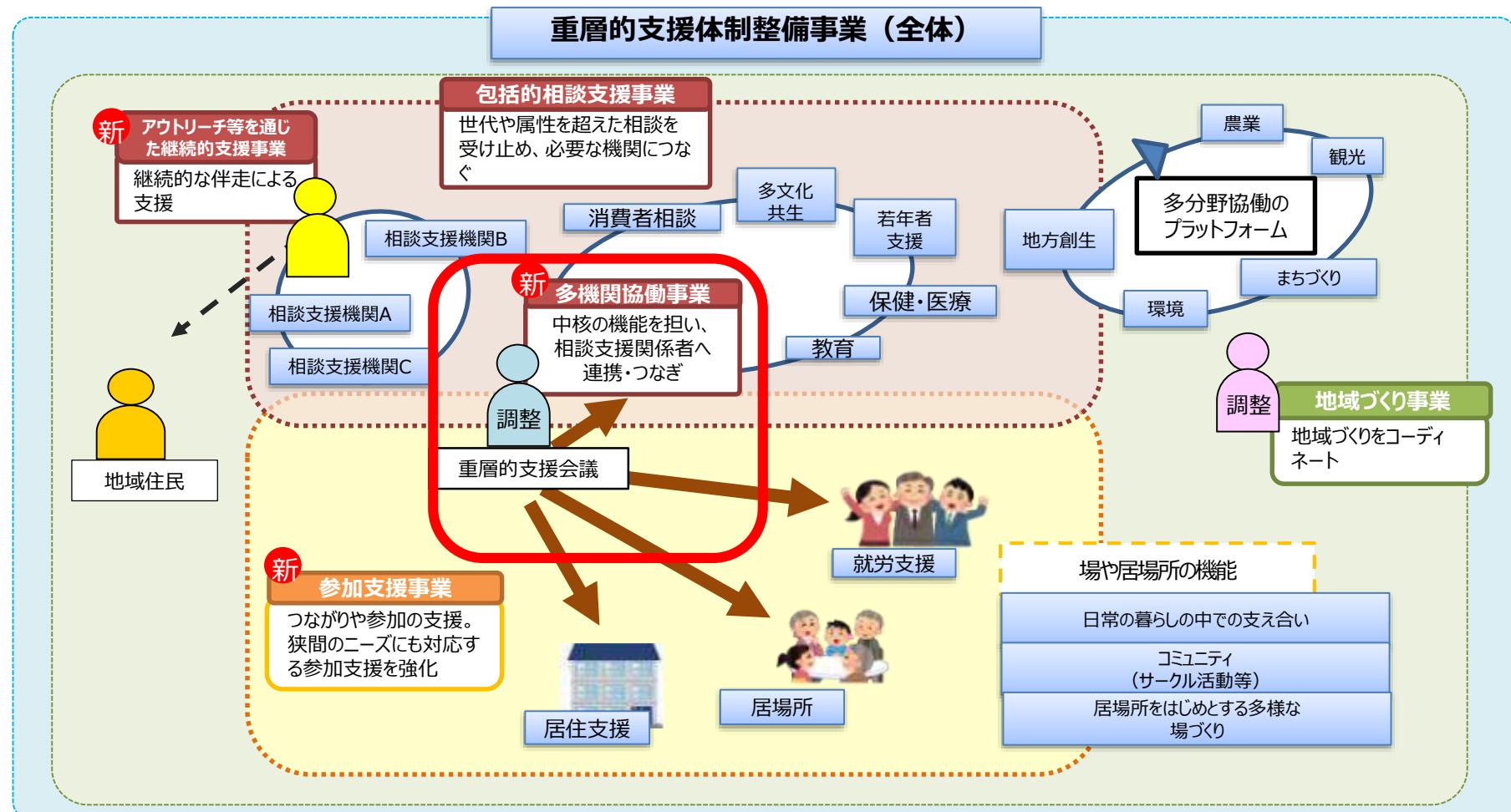
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



2

- ・重層的支援体制整備事業の全体像
- ・多機関協働事業の概要
- ・重層的支援会議と支援会議
- ・最後に

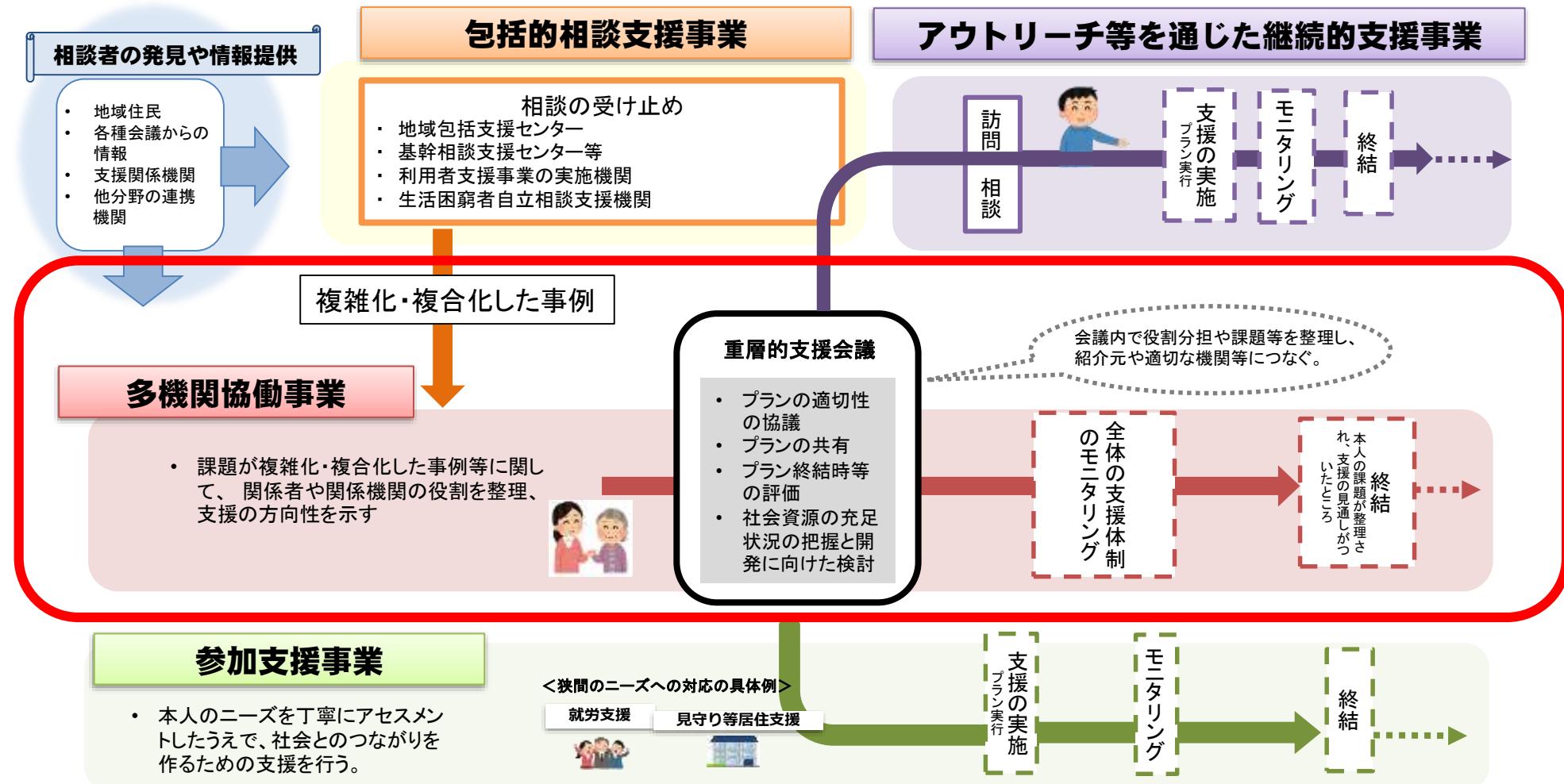
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は**多機関協働事業**につなぐ。
- **多機関協働事業**は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



# 多機関協働事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

## 多機関協働事業の目的

### ○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

### ○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

### ○ 支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を行い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

## 多機関協働事業の基本的な役割

- ・ 多機関協働事業者は支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援する。
- ・ 支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う。

## 多機関協働事業の事業内容（概略）

### 包括的相談支援事業者などからのつなぎ



- ・複合化、複雑化したニーズを有する等、支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談を受け付け、支援を行う。
- ・原則として本人に相談受付申込票を記入してもらい申込（本人同意）を得る。

包括的支援事業者等に必要な情報収集を依頼し、収集した情報をもとにインテーク・アセスメントシートにまとめる

アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成する。

プランに基づき、支援関係機関がチーム一体となって必要な支援を行う。

本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援機関の役割分担の合意形成ができた段階で、一旦、多機関協働事業者の関わりは終結する。

（終結後に支援の主担当を設定し、伴走支援する体制を確保）

※ アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援会議において関係機関と議論した上で決定する。 5

# 連携の展開過程

## 連携の展開過程 (7つのプロセス)

①単独解決できない課題の確認

②課題を共有しあえる他者の確認

③協力の打診

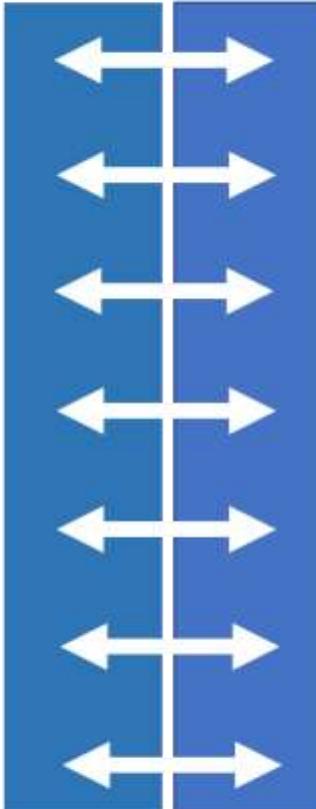
④目的の確認と目的の一致

⑤役割と責任の確認

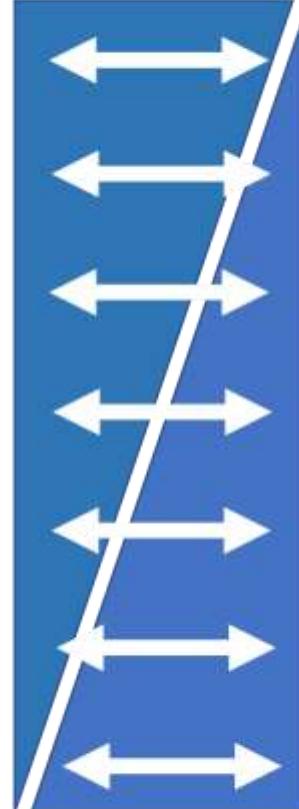
⑥情報の共有

⑦連続的な協力関係の展開

連携元/連携先



連携元/連携先



吉池毅志、栄セツコ「保健医療福祉領域における「連携」の基本的概念整理-精神保健福祉実践における「連携」に着目して--桃山学院大学総合研究所紀要代34巻第3号、P.109-122、2009年3月 より作図

# 連携する際のポイント

## 連携する際のポイント整理

No	項目	ポイント	備考
1	会議体の機能	①プランの適切性協議 ②プランの終結時評価 ③資源把握と開発に向けた検討	(共有を前提とする項目) ①アセスメントの妥当性評価 ①-1.プランの微修正・変更・保留・中止
2	ベクトル合わせ	①顔合わせ ②波長合わせ ③呼吸合わせ	①顔の見える・価値観を…関係の形成 ②具体事例の「価値」の共有 ③支援の提供タイミング (スタートorバトンを渡すタイミング)
3	観察ポイント	①観察ポイントの同定(どこを・何を) ②観察起点の特定(いつから) ③支援の中の「小さな変化」	①支援成果の評価 ②終結時の評価 ③資源開発の検討 }根拠
4	3つの共有	①情報の共有 ②価値の共有 ③判断の共有	事前に共有できるものもあれば、 支援途上で見えてくるものも多い。 タイムリーで、こまめな情報交換が必要

# 3

- ・重層的支援体制整備事業の全体像
- ・多機関協働事業の概要
- ・重層的支援会議と支援会議
- ・最後に

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 重層的支援会議と支援会議の違いについて

## 重層的支援会議

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。
- 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。
  - ・ プランの適切性の協議
  - ・ 支援提供者によるプランの共有
  - ・ プラン終結時等の評価
  - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

## 支援会議（第106条の6）

- 支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握しているながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。
- 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。
  - ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
  - ・ 見守りと支援方針の理解
  - ・ 緊急性がある事案への対応
- 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

# 重層的支援会議について

## 重層的支援会議の目的・役割

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たす。

### プランの適切性の協議

多機関協働事業が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）について、市町村・支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断する。

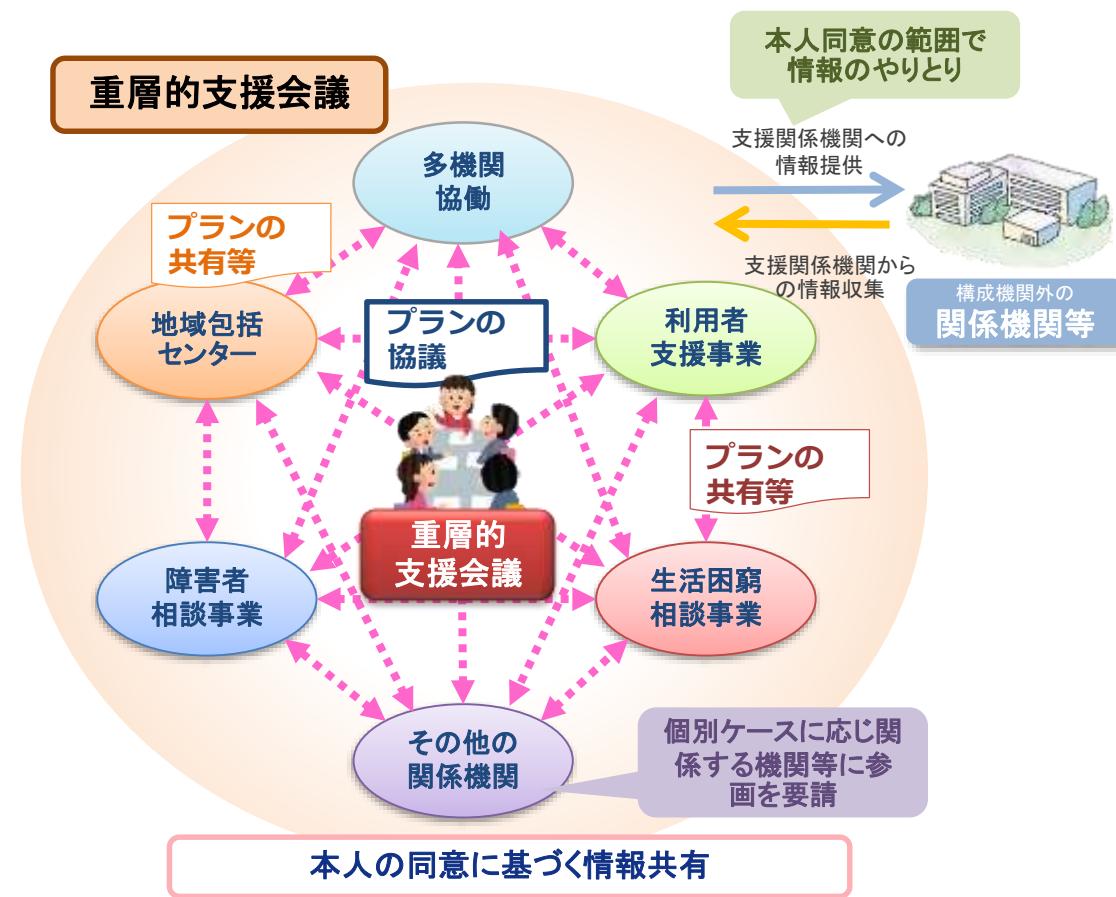
### プラン終結時の評価

多機関協働事業が作成したプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうか検討する。

### 社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。

※ 重層的支援会議の中で十分な検討が困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、課題の整理や認識の共有にとどめ、社会資源の開発は別に協議の場を設けることも考えられる。



### 本人の同意に基づく情報共有

#### 【個人情報の取扱】

重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するものであることから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることについて本人同意を得ることとする。

# 重層的支援会議の開催方法等

## 重層的支援会議の開催方法

- 重層的支援会議は、**多機関協働事業者が主催**する。  
(多機関協働事業を民間団体に委託している場合、市町村は支援関係機関の招集等を円滑に行うために必要な協力をう。)
- 重層的支援会議は、**会議の役割、検討件数や事例の内容に応じて、定期開催、随時開催、それらを併用した開催**が考えられる。
- 生活困窮者自立支援制度の支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく自立支援協議会など**既存の会議体と組み合わせるなど、効果的・効率的に実施**する。

## 重層的支援会議の参加者

- 多機関協働事業者
- 市町村職員
- 包括的相談支援事業者
- アウトリーチ等継続支援事業事業者
- 参加支援事業者
- その他、事例の内容に応じて、関係する支援機関  
(生活保護の実施機関、就労等の支援機関、学校や教育委員会など)

※ 重層的支援会議への参加が本人にとって有益な場合には、本人の参加も考えられる。

## 会議開催のタイミング・内容

重層的支援会議は、以下のタイミングでは必ず開催する。  
このほか、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要な場合に適切に開催する。

### □ プラン策定時

- アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容
- 各支援関係機関の役割分担
- モニタリングの時期の検討 等

### □ 再プラン策定時

- 本人の状況変化の確認、評価
- 現プラン評価
- 再プランの内容の確認

### □ 支援終結の判断時

- 本人の目標達成状況の確認、評価
- 支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認

### □ 支援中断の決定時

- 本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における支援の中止

# 支援会議（法106条の6）の設置の背景

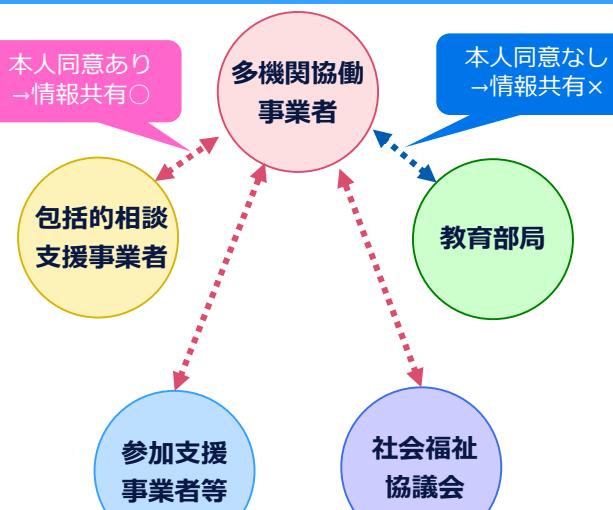
- これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。
- このため、重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにした。

## 現行制度における課題

- 支援における情報共有は**本人同意が原則**

- 本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき府内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
- 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案等の中には、**世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案**がある。

例



各法における守秘義務

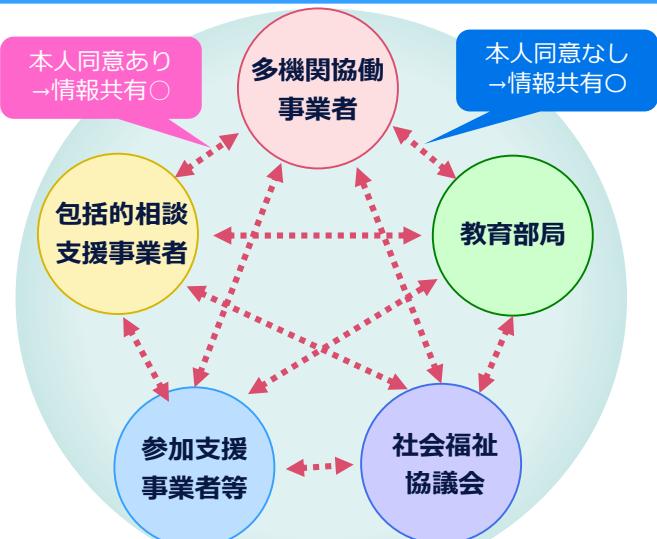
## 支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う

### 守秘義務の設定

- 本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。

例



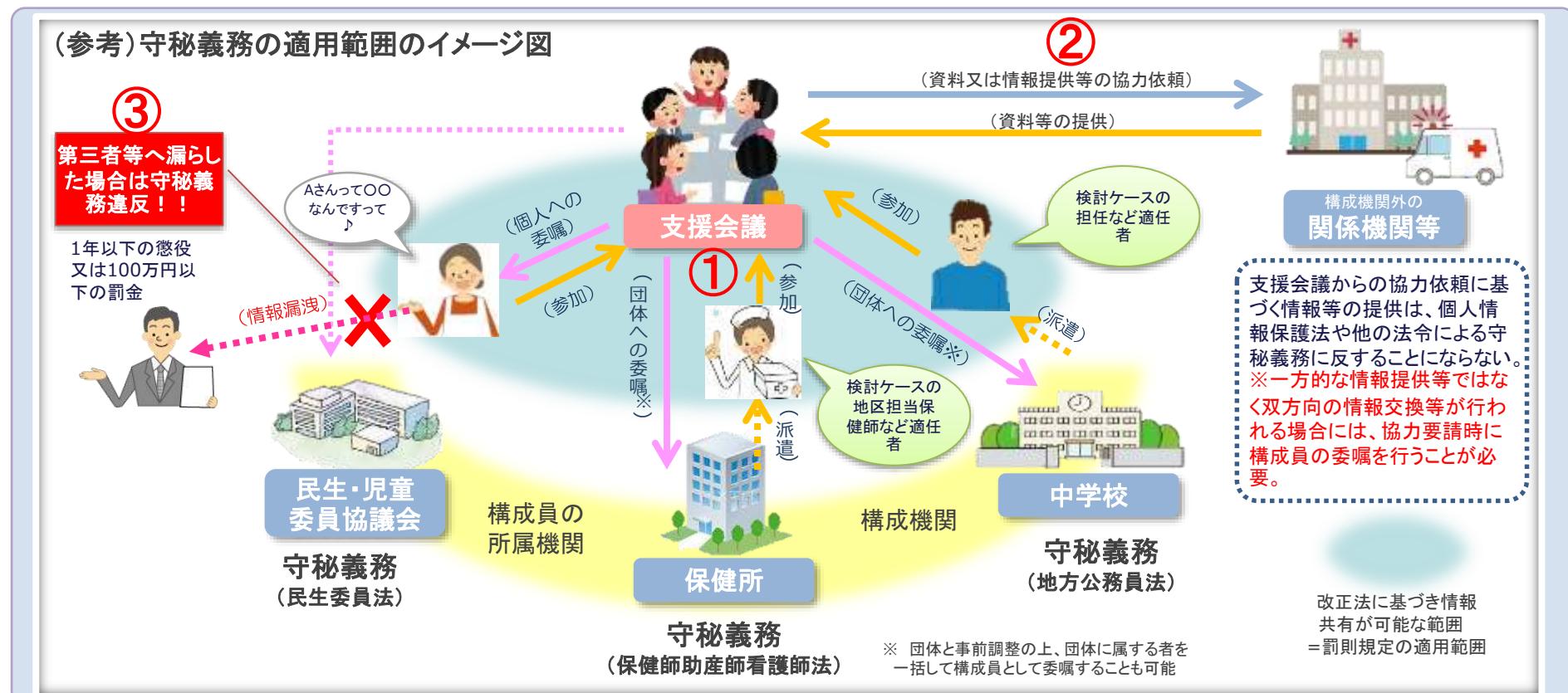
支援会議における守秘義務

# 支援会議（法106条の6）における守秘義務の適用範囲

- ① 支援会議においては、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることで、本人の同意がとれないケースであっても、必要に応じて地域における個々の複雑化・複合化した課題を抱える住民に関する人の情報共有が可能となる。
- ② 複雑化・複雑化・複合化した課題を抱える人に関する情報の交換等を行う必要がある場合は、関係機関等に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることが可能になる。
- ③ 支援会議の構成員が、正当な理由なく、支援会議の中で共有された個人情報等を支援会議の外へ漏えいさせるなど守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されることになる。

※ なお、支援会議においても、地方税法第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要。

(参考)守秘義務の適用範囲のイメージ図



# 支援会議（法106条の6）の実施について

## 支援会議の目的

- 本人の同意が得られないために、支援関係機関等の情報共有や役割分担が進まない事案、予防的・早期の支援が必要にも関わらず体制整備が進まない事案などに対して、必要な支援体制に関する検討を行うため、**会議の構成員に守秘義務が課される支援会議を設置**する。

## 支援会議の内容

- 構成員同士が潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とし、**支援関係機関がそれぞれ把握していながら支援が届いていない事例の情報共有や、必要な支援体制の検討**を行う。
- 支援会議の構成員の役割は次のとおり。
  - 気になる事例の情報提供・情報共有
  - 見守りと支援方針の理解
  - 緊急性がある事案への対応 等

## 支援会議の構成員

- 支援会議の構成員は次に掲げる者などが想定される。
  - 自治体職員（福祉、就労、税務、住宅、教育等）
  - 重層的支援体制整備事業の支援機関の支援員
  - その他の支援関係機関の相談支援員
  - サービス提供事業者
  - 就労、教育、住宅その他の関係機関の職員
  - 社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民など
- ※ 公的サービスの提供機関、介護や医療サービス提供事業者、ガス・電気等の供給事業者、新聞配達所、郵便局など、住民の変化に気づくことができると考えられる機関も構成員とすることも重要
- 情報共有を行う対象者ごとにその関係者の範囲が異なることから、案件や開催時期等によって支援会議の構成員を変えることも可能

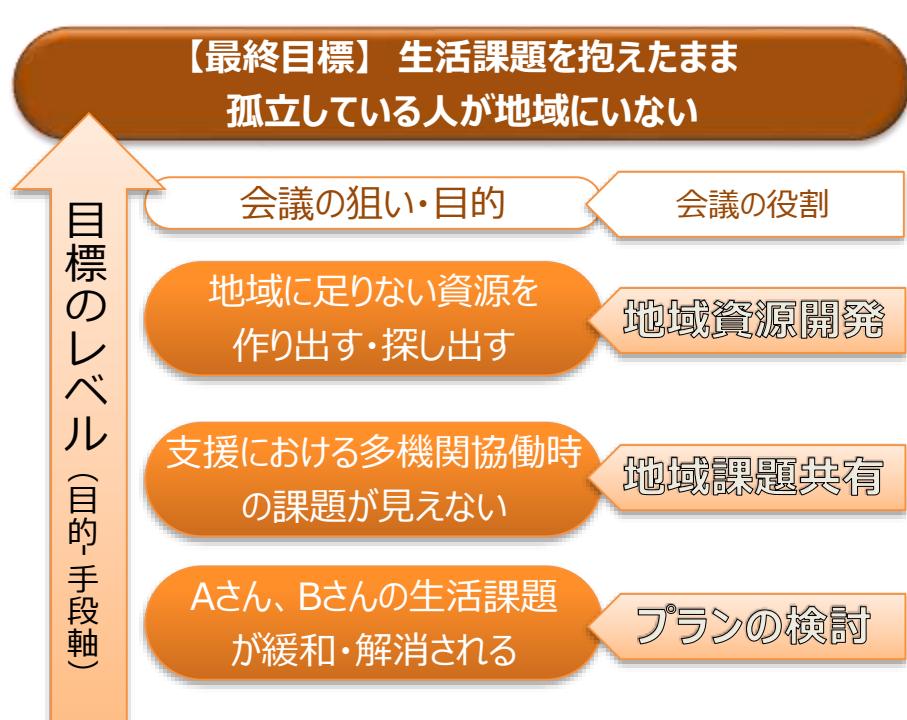
# 重層的支援会議は何のために行うのか～会議のための会議にしないために

- 参加者がそれぞれイメージしている目的が異なると、毎回の議論は有意義だと感じていても、同じような議論が繰り返され、次のステージに進まない停滞感が広がることも少なくない。
- 「どのようにして地域の仕組みをアップグレードしていくのか」という目標の設定と、その過程をイメージすることが大切。

## 重層的支援会議は、どんな役割を持つのか？

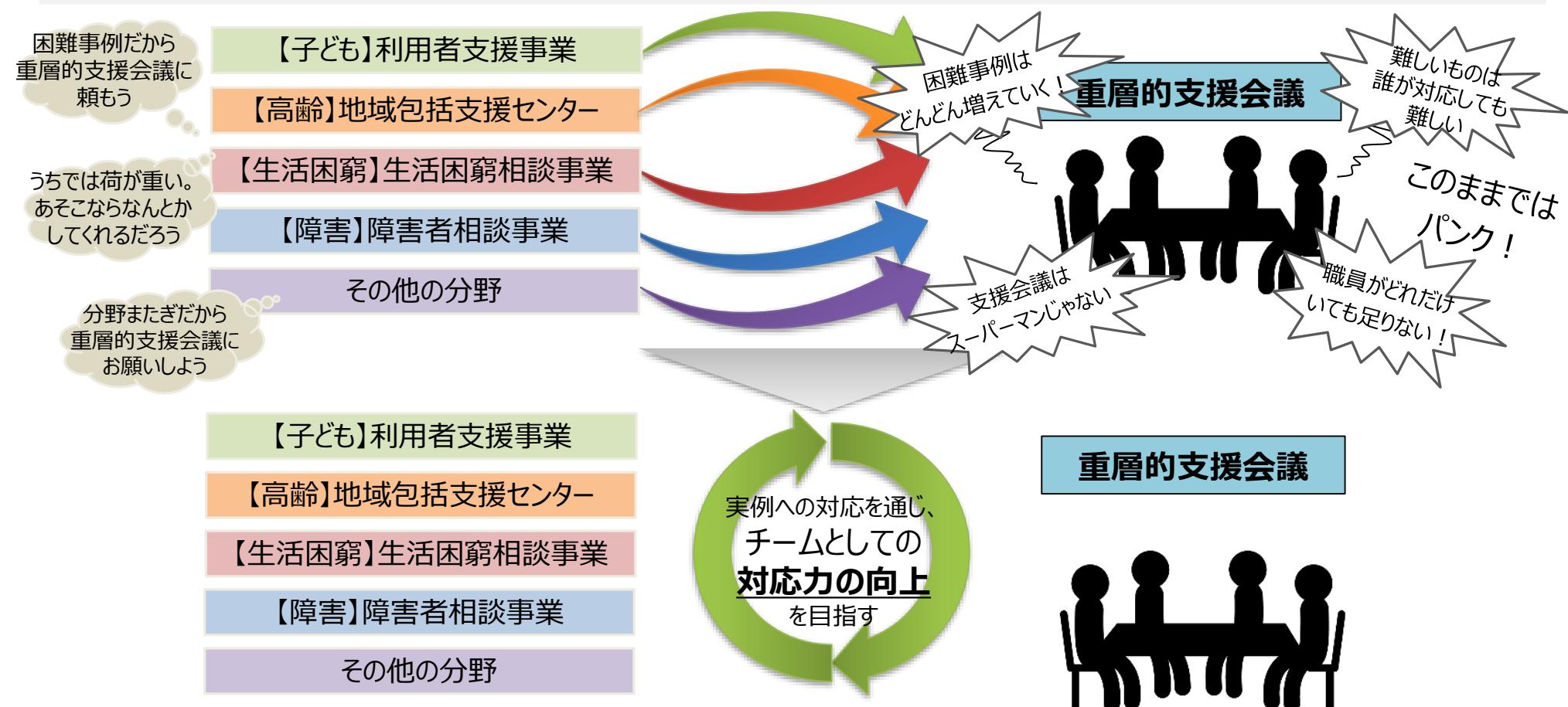


## 目的を明確にすれば、その時々で会議の役割が見える



# 重層的支援会議は、チームとしての対応力向上につながる場

- 各分野では効果的に対応が難しいケースを重層的支援会議に持ち込み、関係機関との協働で対応にあたるもの、対応の主体は、あくまでも各分野の相談機関。
- 支援に関する経験やノウハウを共有し、それぞれの機関に持ち帰り、今後、同様のケースが生じたときの対応力の向上につなげることが重要。各相談機関の対応力の向上につれ、会議を開催する必要性は低下していく。



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」(2021)

# 4

- ・重層的支援体制整備事業の全体像
- ・多機関協働事業の概要
- ・重層的支援会議と支援会議
- ・最後に

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 複雑化・複合化した課題を抱える事例における支援に向けて (現行の相談支援体制の対応状況を考えてみる)

- 顕在化している「課題」、「困り事」への対応のみになっていないか

## つながりにくい相談のタイプ ①

### 主訴が限定的

例：「お金を貸してほしい」  
「家族を施設に入れたい」等

- ・相談をする側も聞く側もそのことにのみ、とらわれてしまう。
- ・それ以外の課題が見えないうちに、社会資源が使えるかどうかのやり取りになり、使えないとそこで終わってしまう。

## つながりにくい相談のタイプ ②

### 主訴がはっきりしない

- 例：話が堂々巡りになる  
気持ちばかりが前面に出て、具体的な状況がよくわからない 等
- ・何を伝えたいのか相談する側もよくわからない  
⇒聞く側にはさらに伝わらない
  - ・時間がかかる→敬遠されがち
  - ・的外れの提案や助言が、相談する側をさらに追い詰めることもある

## つながりにくい相談のタイプ ③

### 本人が困っていない

例：ひきこもりの子どもについて、親からの相談  
迷惑行為を繰り返す人について、近隣住民からの相談 等

- ・周囲が困って相談が持ち込まれても、  
本人に相談のニーズがない
- ・場合によっては、本人は関わりを拒否している

【出所】朝比奈ミカ 重層的支援体制整備事業人材養成研修 合同研修

地域共生社会の理念及び包括的支援体制構築の必要性②（多様な相談者像を踏まえた必要性の理解）

## 複雑化・複合化した課題を抱える事例における支援に向けて

- つながりにくい相談とどうつながるか

### つながりにくい相談とどうつながるか

- 「本人のいる場所から始める」関わり（故・岩間伸之さん）  
→ 本人がスタートラインに立つための援助関係の構築
- 本人の物語／本人から見えていいる世界を理解しようと努める
- 過去または現在の関わりのなかから情報を集めて、きっかけを検討する
- 環境（家族等）に働きかける可能性を検討する
- ことがらが動き出すタイミングはいつ（どんな時）なのか
- 動き出した時に支えていけるように、誰がどうつながっておくか

## 複雑化・複合化した課題を抱える事例における支援に向けて

- つながりにくい相談とどうつながるか

### そもそも、生活の課題は常に複合的

→相談支援が困難にぶつかる理由は、援助関係の築きにくさが原因であることが多い

→見えていることの向こう側を常に考える、想像する姿勢をもつ

- 「断らない相談支援」とは、誰かが「全部を引き受ける」のではなく、「みんなで受けとめる」こと

→援助者自身が、たくさんの人たちとつながる、セーフティネットを持つことが大切

## 多機関協働事業者に求められている現場の視点、姿勢

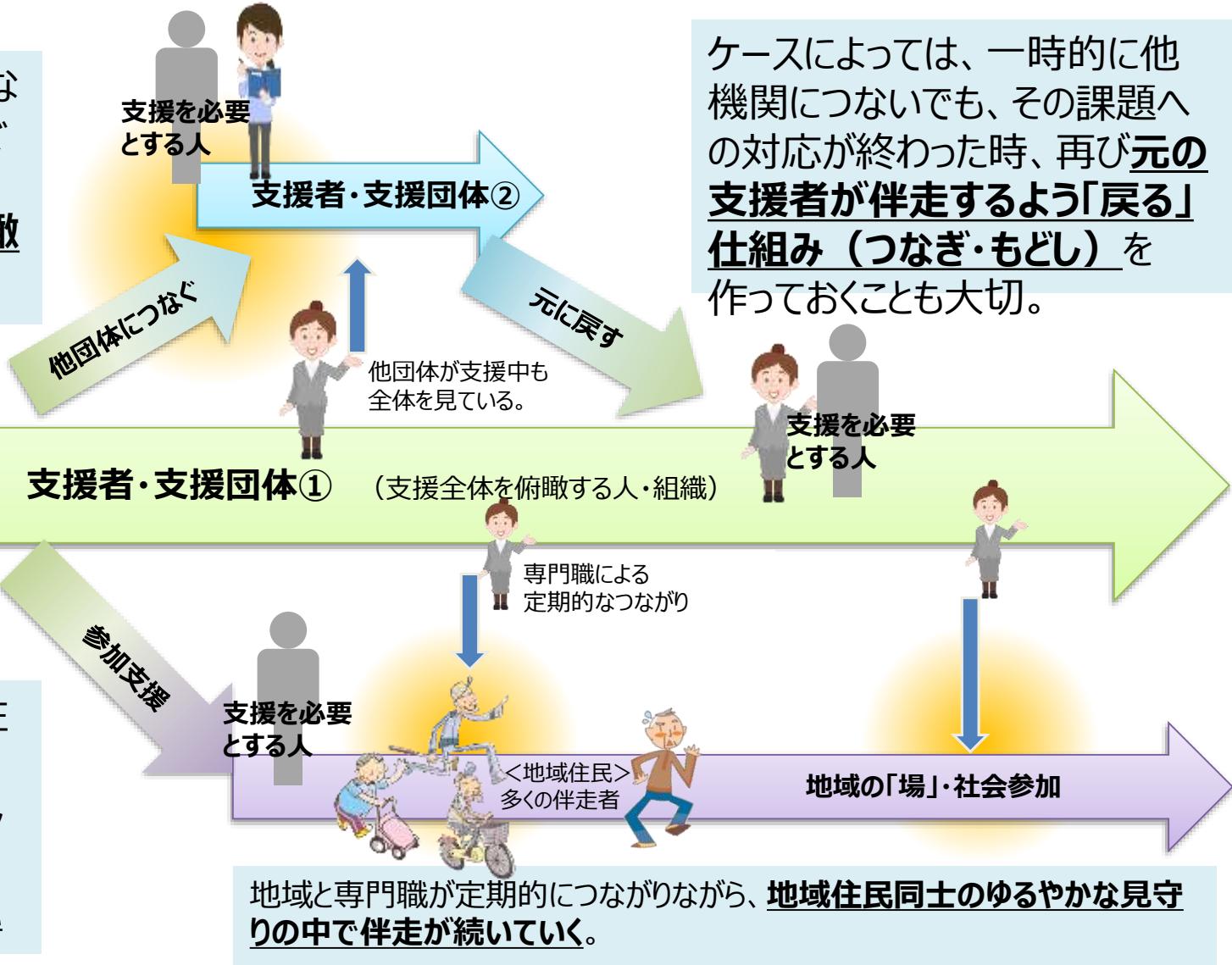
- チームやネットワークを形成していく

### 求められている現場の視点、姿勢

- 「答えの見えない」「何もできない（かもしれない）」相談に対して、孤立の状況を見定めながらニーズを探り当てる。その場で終わらせずに援助関係を築き、関わりながら、チームで、ネットワークで、経過のなかで、検討する。
- 一人では何もできないが、チームアプローチやネットワークは葛藤や不協和音も伴う。  
居心地の良い蛸壺から出て外の風にあたり、自分の言葉で語ることを続けていく。

# 多機関協働で、他につないでも「伴走」はつづく

多機関協働では、適切な他団体や専門職につなぐことが意識されるが、常に伴走し、支援全体を俯瞰している人も必要。



参加支援によって地域住民とのつながりをつくることで、支援が終結が終結しても  
定期的な関わりを持つことで伴走しつづける。

ケースによっては、一時的に他機関につないでも、その課題への対応が終わった時、再び元の支援者が伴走するよう「戻る」仕組み（つなぎ・もどし）を作成しておくことも大切。

# 多機関協働事業に従事されている皆さんへ

## 多機関協働事業

- 多機関協働事業者は支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援する。
- 支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う。
- 支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ることを通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図っていく。

## 多機関協働事業者向け研修

配信方法	科目名	研修のポイント
オンデマンド	多機関協働事業と重層的支援会議の考え方	多機関協働事業と重層的支援会議の位置づけについて学ぶ
オンデマンド	連携のあり方②実践編	連携を強める方法と、重層的支援会議のもちかたについて学ぶ
オンデマンド	地域への働きかけ	支援事例の積み重ねによる地域課題の把握と、地域資源の開発等に向けた取組について学ぶ
ライブ	多機関連携による支援のあり方	複雑化・複合化した課題を抱えるケースに対して多機関が協働して支援にあたる意義や効果及びその手法について学ぶ